

保健師等修学資金貸付条例施行規則の改正概要

○ 改正理由

県では、県内の医療機関等への就業を希望する看護学生に対し、修学資金の貸付けによる支援を行っているが、特に、看護職員の確保がとりわけ困難な地域での就業を希望する学生を対象に、貸付額を増額した地域特別貸付けを設け、地域偏在の解消を図っており、令和元年度から香取海匝保健医療圏と山武長生夷隅保健医療圏を指定地域としているところである。

このたび、高齢化の状況などの医療需要を踏まえたうえで、医療圏ごとの就業看護職員数の直近のデータを分析した結果、香取海匝医療圏、山武長生夷隅医療圏のほか、君津医療圏において看護職員の確保が困難な状況となっていることから、君津医療圏を追加することとした。

○ 主な改正箇所一覧（改正の詳細は別添新旧対照表のとおり）

No	条項		改正内容	改正理由
	新	旧		
1	3条	3条	規定整備	参照法令の改正による引用条項及び施設名の変更
2	4条	4条	地域特別貸付けの業務に従事する地域に君津保健医療圏（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）を追加	上記「改正理由」のとおり

○ 施行期日

令和7年3月7日（公布の日）